

仕事と介護を両立しよう！

～介護離職者が出た企業の55%が介護休業等の制度を利用しないまま離職した、と回答～（東京商工リサーチ調査）

社会保険労務士 桂 好志郎

1. 介護休業給付とは

配偶者や父母、子等の対象家族を介護するための休業を取得した雇用保険の被保険者について、介護休業期間中の賃金が休業開始時の賃金と比べて80%未満に低下した等、一定の要件を満たした場合に、ハローワークへの支給申請により、支給されるものです。

2. 受給資格は

1. 家族を介護するために、「介護休業」を取得した一般被保険者または高年齢被保険者であること。

①ここでいう「介護休業」とは、職場復帰を前提に取得するものをいい、休業取得時に退職が確定（予定）している休業は支給の対象となりません。

②期間雇用者も支給対象となります。

2. 介護休業を開始した日の前2年間に、賃金支払基礎日数が11日以上ある完全月が通算して12カ月以上あること（上記に満たない場合は、介護休業を開始した日の前2年間に11日以上または80時間以上働いた完全月が12カ月以上あること）。

①過去に失業給付の受給資格の決定（失業給付を1日も受給していない場合も含みます）を受けたことのある方については、その後に資格取得した被保険者期間に限ります。

②休業開始日の前2年間に病気やけが、妊娠、出産、育児、事業所の休業等で引き続き30日以上賃金の支払いを受けられ

なかった期間があった場合は、その期間を算定対象期間に加えることができます（合計で4年間まで）。

3. 対象となる介護休業について

介護休業給付金は、以下の①および②を満たす介護休業について、同一の対象家族について93日を限度に3回までに限り支給されます。

①要介護状態（※1）にある対象家族（※2）を介護するための休業であること

※1 要介護状態

負傷、疾病または身体上もしくは精神上の障害により、2週間以上にわたり常時介護（歩行、排泄、食事等の日常生活に必要な便宜を供与すること）を必要とする状態

※2 対象家族

一般被保険者または高年齢被保険者の、配偶者（事実上の婚姻関係と同様の状況の者を含む）、父母（養父母を含む）、子（養子を含む）、配偶者の父母（養父母を含む）、被保険者の祖父母、兄弟姉妹、孫

②一般被保険者または高年齢被保険者が、その期間の初日及び末日とする日を明らかにして事業主に申し出を行い、これによって被保険者が実際に取得した休業であること。

4. 支給額は（休業期間中に賃金が支払われていない場合）

①支給単位期間が1カ月ある場合（最後の支給単位期間を除く）

支給額＝休業開始時賃金日額×支給日数（30日※）×67%

②最後の支給単位期間（職場復帰等による休業終了日を含む）の場合

支給額＝休業開始時賃金日額×支給日数（暦の日数※）×67%

※支給日数について

休業終了日を含まない支給単位期間………30日

休業終了日を含む支給単位期間………暦の日数

（最後の支給単位期間の初日から休業終了日までの日数）

厚生労働省「雇用保険事務手続きの手引き」より